

お客さま各位

各種預金規定等の改定等ならびに電子化のお知らせ

当社では、2020年4月に施行される民法（債権法）改正を踏まえて、各種の預金規定等を改定いたします。

また、各種の預金規定等を電子化し、2020年4月1日（水）より、当社のホームページで最新の規定をご確認いただけるようにさせていただきます。これに伴いまして、原則、電子化した各種の預金規定等の窓口での交付を終了させていただきます。

なお、書面による規定をご希望されるお客さまは、お手数ですが、窓口までお申し出ください。

1. 改定日

2020年4月1日（水）

2. 改定・電子化する規定

当座勘定規定（（一般用）：約束手形用法・為替手形用法・小切手用法）	当座勘定規定（（専用約束手形口用）：約束手形用法）
普通預金規定	総合口座取引規定
貯蓄預金規定	納税準備預金規定（納税貯蓄組合預金規定）
通知預金規定（通帳式）	通知預金規定（証書式）
期日指定定期預金規定	自動継続期日指定定期預金規定
自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
自由金利型定期預金規定（大口定期預金）	自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
変動金利定期預金規定	自動継続変動金利定期預金規定
財産形成期日指定定期預金規定	財形住宅預金規定
財形年金預金規定	積立式定期預金規定
定期積金（スーパー積金）規定	譲渡性預金規定
休眠預金等活用法に関する規定（※1）	外貨普通預金規定

外貨定期預金規定	外貨定期預金規定（トマト・オープン外貨預金W i n）
キャッシュカード規定	ローンカード規定
デビットカード取引規定	Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス取 引規定
トマトICキャッシュカード特約	振込規定
代金取立規定	無担保ローン規定
住宅ローン規定	夜間金庫使用約定
貸金庫規定	自動貸金庫規定

※1 2017年12月の「休眠預金等活用法に関するお知らせ」にもとづき、「休眠預金等活用法に関する規定」を制定します。

3. 改定のみする規定（窓口交付を継続）

約款・規定集（投資信託）

4. 改定内容

- (1) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取り扱いの明確化
- (2) 各種規定変更時の周知方法の新設
- (3) 定期預金の期日前解約について、その取り扱いの明確化

上記(1)～(3)の改定内容に対する普通預金規定、期日指定定期預金規定の改定部分の新旧対照表は、次のとおりです。

【注】他の各種規定についても、同様の規定の改定を行います。

【普通預金規定 新旧対照表】

改定前	改定後
8.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (2)～(5) (省略)	8.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u> (2)～(5) (省略)
<u>(新設)</u>	<u>18.（規定の変更）</u> <u>(1) この規定の各条項は、法令の改正、金融情</u>

	<p><u>勢等諸般の事情の変化その他相当事由があると認められる場合には、当社ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前記(1)の変更は、前記(1)の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。</u></p>
--	--

【期日指定定期預金規定 新旧対照表】

改定前	改定後
<p>4. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(省略)</p> <p>(3) <u>当社がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>および<u>後記 6(4)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>4. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(省略)</p> <p>(3) <u>この預金を後記 6(1)により満期日前に解約する場合</u>および<u>後記 6(5)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(以下省略)</p>
<p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(1) ~ (2)</u></p> <p>(省略)</p> <p><u>(3) 前記(2)の払戻しの手順に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p> <p><u>(4)</u></p> <p>(省略)</p>	<p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) ~ (3)</u></p> <p>(省略)</p> <p><u>(4) 前記(3)の払戻しの手順に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p> <p><u>(5)</u></p> <p>(省略)</p>
<p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって</p>	<p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって</p>

<p>当店に届出てください。</p> <p>(2) ~ (5) (省略)</p>	<p>当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2) ~ (5) (省略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>13. (規定の変更)</u></p> <p><u>(1) この規定の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当事由があると認められる場合には、当社ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前記(1)の変更は、前記(1)の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。</u></p>

以上